



お知らせ 7月号

令和7年7月1日発行

社会保険労務士法人 作道事務所

労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>

E-mail slm_info@sabg.co.jp



労働保険事務組合 栃木労務管理協会（作道事務所運営）へ

労働保険の事務を委託されている事業主様へ

労働保険料 令和6年度 確定申告分・令和7年度 概算第1期分

期限内に納付完了 ご協力ありがとうございました



全国安全週間について

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

全国安全週間は、7月1日から7日までの期間で実施され、今年度のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」です。この取り組みは、労働災害を減らすために産業界での自主的な活動を促進し、職場における安全意識を高めることを目的としています。令和6年のデータでは、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は増加しています。特に、転倒や腰痛、墜落・転落などが増加傾向にあります。この機会に労働災害防止の基本ルールを再確認し、昨年に引き続き労働災害の防止に取り組みましょう。

とちぎ賃上げ加速・定着支援金のご案内

従業員一人あたり5万円、1企業あたり最大100万円が支給されます。

1. 令和7年4月1日以降、従業員1名につき、令和7年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げること。
2. 企業内男女間格差の是正に繋がる下記の処遇改善取組事項のうち、いずれか1つ以上に取り組むこと。

- ◆女性の管理職比率の改善 ◆法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充
- ◆非正規の正規化 ◆女性活躍推進法に基づく情報公開

【賃上げ対象従業員の範囲】

栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員 ※正規・非正規問いません。

【受付期間】

令和7年5月26日（月）～令和8年1月30日（金）

※予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付を終了となります。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

50名未満の事業場にもストレスチェック実施を義務化 令和10年4月より実施の見込み

令和7年5月に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」が成立し、職場のメンタルヘルス対策の推進のため、当面の間努力義務となっている50人未満の事業場にもストレスチェックを義務化することとなりました。実施時期については、「公布後3年以内に政令で定める日」とされており、令和10年4月頃の見込みです。

50人未満の事業場にストレスチェックの義務化された背景には、精神障害の労災決定件数の増加があります。厚生労働省発表の「過労死等の労災補償状況」によると、精神障害の労災決定件数は年々増加しており、令和6年度は1055件と過去最多、労働者のメンタルヘルス対策の徹底が喫緊の課題となっています。全事業場においてストレスチェックが義務化されることで、セルフケアの推進やメンタルヘルス不調の早期発見・早期治療、離職率の低下などの好影響が期待できます。

当事務所ではストレスチェック実施のご支援をさせていただきますので、詳細につきましてはご相談を頂きますようお願いいたします。

業務改善助成金

令和7年も10月1日に40円以上の最低賃金の引き上げが予想されます。そこで、最低賃金変更前に事業内最低賃金を引き上げることで、設備導入費用の3/4を助成する「業務改善助成金」をご紹介します。

助成額

事業内最低賃金を引き上げ、労働能率増進に資する設備・機器の導入した場合
設備導入費用の3/4助成・・30円の場合60万円(1名)～130万円(10名)

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円

手順

- ① 事業実施計画届の提出（目安：9月10日まで）
- ② 交付決定通知受領後、10月1日より前に30円以上の引上げを実施する
- ③ 設備導入の3/4の助成金受給
- ④ 6か月後に報告作成

詳しくは当事務所までお問い合わせください。